

(平成30年7月31日現在)

一般的法令解釈に係る書面照会手続にかかる手続対象法律及び所管部署一覧

- 一般的法令解釈に係る書面照会手続の専用メールアドレス law-01@fsa.go.jp (各法律共通)
- 監督指針又は事務ガイドラインに基づく手続であり、監督局が担当する法律のみ対象となりますので、ご注意ください。

法律	所管部署	備考
銀行法*	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課	
金融機関の合併及び転換に関する法律	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室	
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室	
金融機能の強化のための特別措置に関する法律	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室	
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室	財務省、農林水産省と共管
犯罪による収益の移転防止に関する法律	各課室(総務課を除く)	内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省と共管
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	各課室(総務課を除く)	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と共管
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	各課室(総務課、金融会社室を除く)	
預金等に係る不当契約の取締に関する法律	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室	
預金保険法	信用機構対応室 銀行第1課 銀行第2課	財務省と共管
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律	信用機構対応室	
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律	信用機構対応室 銀行第1課 銀行第2課	
農水産業協同組合貯金保険法	信用機構対応室	財務省、農林水産省と共管
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律*	銀行第1課	
長期信用銀行法*	銀行第1課	
信託業法*	銀行第1課	
貸付信託法	銀行第1課	
担保附社債信託法	銀行第1課	
無尽業法*	銀行第2課	
信用金庫法*	協同組織金融室	
中小企業等協同組合法*	協同組織金融室	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と共管
協同組合による金融事業に関する法律	協同組織金融室	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融室	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管
信用保証協会法	協同組織金融室	経済産業省と共管
労働金庫法*	協同組織金融室	厚生労働省と共管
農林中央金庫法*	協同組織金融室	農林水産省と共管
農業協同組合法*	協同組織金融室	農林水産省と共管
水産業協同組合法*	協同組織金融室	農林水産省と共管
農業信用保証保険法	協同組織金融室	農林水産省と共管
中小漁業融資保証法	協同組織金融室	農林水産省と共管
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	協同組織金融室	農林水産省と共管
株式会社商工組合中央金庫法	協同組織金融室	財務省、経済産業省と共管

法律	所管部署	備考
確定拠出年金法	総務課	第6章のみ対象 厚生労働省と共管
貸金業法*	金融会社室	消費者庁と共管
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融会社室	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	金融会社室	第2条のみ対象
同上【旧法】	銀行第1課	第7条、第8条、第10条のみ対象
資金決済に関する法律*	金融会社室	
不動産特定共同事業法	金融会社室	国土交通省と共管
資産の流動化に関する法律	金融会社室	
電子記録債権法	金融会社室	法務省と共管
保険業法*	郵便貯金・保険監督参事官室 保険課	
損害保険料率算出団体に関する法律	保険課	
船主相互保険組合法	保険課	
自動車損害賠償保障法	保険課	国土交通省と共管
金融商品取引法*	証券課	(注5)以下の章のみ対象 第3章～第3章の4、第4章(店頭売買 有価証券市場の運営に係るものを除 く)、第4章の2、第5章の4
投資信託及び投資法人に関する法律	証券課	
商品投資に係る事業の規制に関する法律	証券課	第2章第2節のみ対象 経済産業省、農林水産省と共管
郵政民営化法	郵便貯金・保険監督参事官室	内閣官房、総務省と共管
スポーツ振興投票の実施等に関する法律	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室 保険課	第18条のみ対象 文部科学省と共管
株式会社地域経済活性化支援機構法	銀行第2課 協同組織金融室	内閣府、総務省、財務省、厚生労働 省、経済産業省と共管
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の 支払等に関する法律	郵便貯金・保険監督参事官室 銀行第1課 銀行第2課 協同組織金融室	財務省、厚生労働省、農林水産省、経 済産業省と共管

※1 当庁以外の行政機関との共管法令については、当庁において責任を持って回答できる範囲内で回答することとする。

※2 *の指定紛争解決機関の章等を除く。